

お知らせ

生活・仕事相談会を開催
します

生活や仕事などに関する悩みごと、困りごとなどについてご相談ください。
【要事前予約】

開催日時

1月9日(火)
2月13日(火)

- ①午前10時～10時50分
- ②午前11時～11時50分の2回

開催場所

総合福祉センター
「ハピネス」

申込期限

開催日前日の午後3時まで
に電話、FAX、メールで予約してください。

■相談料 無料

相談先・実施主体

自立相談支援事業所

「かみかわ生活あんしんセンター」

〒078-8231

旭川市豊岡1条2丁目

1-16

☎0166-38-8800

FAX 0166-33-0021

メール

anshin@kamikawa19.hokk

aido.jp

相談開始時間確認等のため、センターより電話連絡することがあります。



お知らせ

林業退職金共済制度（林退共）のご案内

林退共は、昭和57年に発足した林業界で働く人のために国が作った退職金制度です。この制度は、事業主が、従業員の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従業員が林業界を辞めたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

●制度の特色

- ・掛金は税法上、法人では損金、個人企業では必要経費として扱われます
- ・掛金の一部を国が補助します
- ・雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます

●事業主の皆様へ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付してください
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください

●労働者の皆様へ

- ・事業所が変わる時は共済手帳を忘れずに受け取りましょう
 - ・林業界を引退する時は、忘れずに退職金を請求しましょう
 - ・以前、林業の仕事をさられていて、林退共制度に加入していた方で、退職金請求手続きをした心当たりのない人は、退職金を受け取っていない可能性があります
- 詳細については、左記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

〒170-8055

東京都豊島区東池袋1-

24-1

ニッセイ池袋ビル

☎03-6731-2889

・ホームページでもご案内しています。



産業振興課 林業振興係

☎4-2511

内線244

☆4-251112

